

## 第6章 勤務成績の評定について

地方公務員法では、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その結果に応じた措置を講じることとされています。これは、成績主義に基づく任用・給与を実現するための手段として自治体に義務づけられているものです。

区は、毎年度1回、職員が割り当てられた職務を遂行した実績、及びその職務遂行の過程で認められた職員の能力、態度等について勤務評定を実施しています。能力・業績主義に基づく公正な人事管理を徹底することにより、職員の士気の高揚と資質の向上を図っているところです。

平成19年度からは、平成17年の特別区人事委員会勧告における給与の構造改革をふまえ、評定の公平性・客観性・透明性・納得性を保障し、評定結果を昇任、昇給や人事異動などに反映させて、成果をあげた職員や能力を発揮した職員が報われるよう、新たな勤務評定制度を構築、実施しています。

この章では、勤務評定制度のあらましとその活用状況について報告します。

# 1 勤務評定の仕組み

## (1) 勤務評定のあらまし

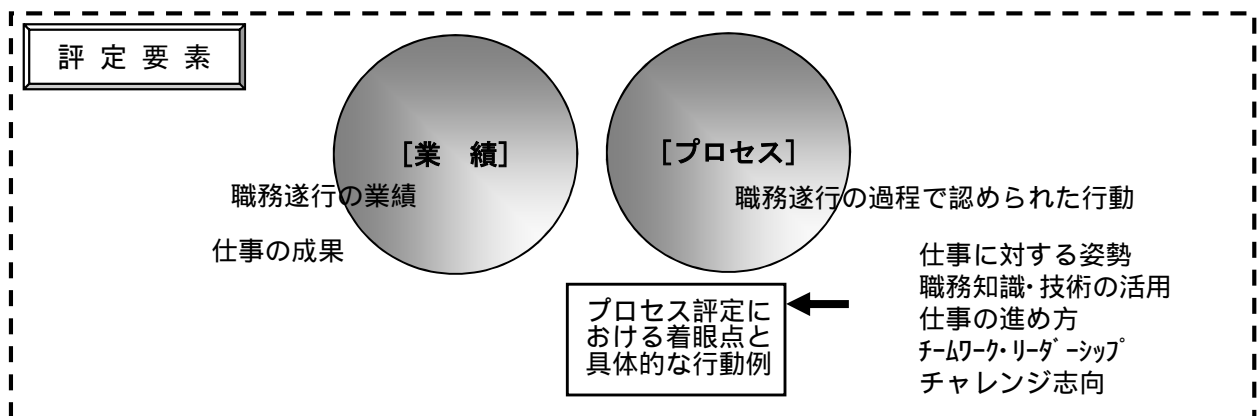
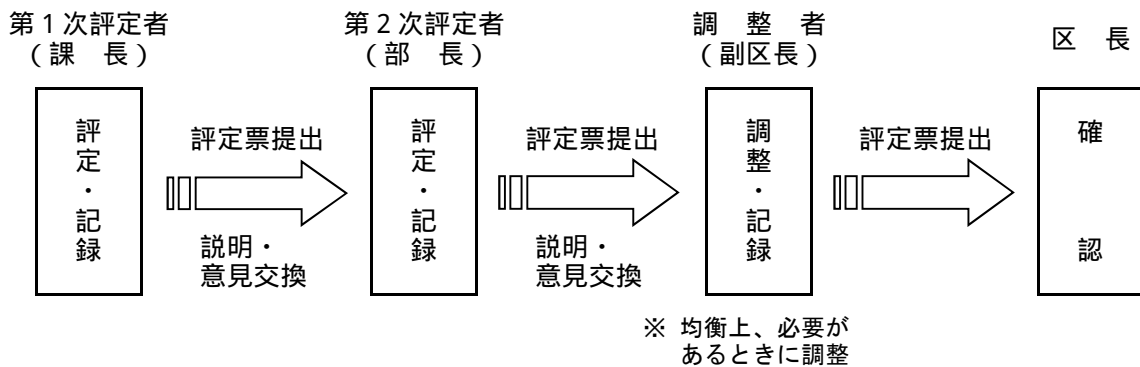
【目的】 客観的かつ継続的に勤務実績を把握し、これを職員の人材育成、任用、給与、配置管理等に反映させることにより、職員一人ひとりの資質及び組織全体の生産性の向上を図る。

【対象となる職員】 区長が任命する一般職に属する職員（再任用職員を含む）

【基準日】 1月1日（毎年度1回）

【対象期間】 基準日前の1年間（前年1月1日から12月31日）  
その他、条件付採用期間中の者や管理職等は、上記によらず別を実施しています。

## (2) 勤務評定のながれ



## ポイント

勤務評定は、まず職員を直接に監督する所属長が第1次評定を行い、次にその上位の監督者が第2次評定を行うことにより評定者の主観的要素を排除する仕組みとなっています。また、さらに上位の監督者が必要に応じて調整を行うことにより所属による不均衡を解消し、公平性を担保する仕組みとなっています。

平成19年度には、職員の積極的・主体的な取り組みを促すことを目的に評定要素を見直し「具体的な行動例」として評定基準を職員に示しました。また、評定結果を直接職員の処遇に反映していく仕組みに整備し、昇給と勤勉手当について20年度支給分から実施しています。

これに合わせて、評定制度に係る苦情相談を19年度から実施しています。

また、19年度から一般職員で希望する者に対して第1次評定結果を開示してきましたが、評定制度の「透明性・納得性」を高めることを目的に、24年度からは一般職員全員に対して第1次評定結果を開示しています。

## 2 勤務評定の活用

勤務評定は多様で質の高い職員を確保するために、各種人事制度とともに総合的に活用されています。

